

第1号議案 用途地域等の一括変更関連

1－1 東京都市計画 区域区分の変更（東京都からの意見照会）

上記の議案を提出する。

令和4年12月22日

提 出 者 足 立 区 長 近 藤 弥 生

本都市計画の内容を、別添計画図書のとおり変更する。

（提案理由）

東京都市計画区域区分を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき東京都から足立区へ意見照会があり、これに回答するにあたり足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため提案する。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画 区域区分

2 理 由

本都市計画区域は、都心部からおおむね15km圏内に位置し、東京都区部の全域並びに多摩川及び江戸川河口を結ぶ圏内の水面を加えた区域を都市計画区域として定めている。

今回、公有水面の埋立てや道路の整備による地形地物の変更などに伴う区域境界の明確化に対応するため、これらに関する変更を一括して実施する。

都市計画変更を行う区域のうち、江東区及び品川区については、公有水面の埋立しゅん功認可の告示を受けたものを市街化区域へ編入するものである。

江戸川区については、地形地物の変更に伴う区域境界の明確化に対応するため、区域区分の変更を行う。

4 都 市 政 土 第 8 7 1 号
令 和 4 年 1 1 月 1 0 日

足立区長 殿

東京都
上記代表者 東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

東京都市計画区域区分の変更について（照会）

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和43
年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規
定により、貴区の御意見を伺います。

なお、令和5年1月12日までに御回答願います。

添付図書

- 1 総括図
- 2 計画図
- 3 計画書